

かずさ水道広域連合企業団

令和6年度水質検査計画 (水道用水供給事業・水道事業)

安心できる かずさの水を 次世代へ



序

水道法施行規則第15条第6項の規定により、「令和6年度水道水質検査計画」を策定いたしましたので、次のとおり公表いたします。

令和6年3月かずさ水道広域連合企業団

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	事業の概要	1
4	水質状況の概要	3
5	定期水質検査を行う地点・項目及び頻度	4
6	臨時検査	8
7	水質検査の方法及び検査体制	8
8	水質検査の精度と信頼性の保証	8
9	検査結果の評価及び公表	9
10	関係者との連帶	9
11	水質検査計画の見直しと公表	9

水道用水供給事業 資料

(検査地点図、検査項目及び頻度一覧) · · · 1 1

水道事業 資料

(給水区域表、浄配水場施設概要表、検査項目及び頻度一覧、配水区域図)

· · · 1 9

1はじめに

当企業団は小櫃川水系の亀山ダム及び片倉ダムを水源とする河川表流水を浄水処理し、千葉県営水道並びに木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市に供給する水道用水供給事業と、供給された水道用水や地下水をかずさ四市（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）に配水する水道事業を行っています。

2 基本方針

当企業団では、水道を利用される皆様が安心してご使用いただける水道用水及び水道水を供給するために、水源水質の状況に応じた適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を作成しました。

（1） 水質検査地点は、水道用水供給事業では千葉県営水道及びかずさ四市へ水道用水を供給する地点（以下「給水地点等」という。）、水道事業ではかずさ四市の各配水系統の末端給水栓で水道水質適合の判定を行います。

また、水源、浄水場入口（原水）、浄水処理工程及び浄水場出口（浄水）並びに送水過程において必要かつ十分な水質検査を行います。

（2） 検査項目は、水道法で義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」及び「水質基準項目」並びに水質管理上留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」について行います。

また、その他、当企業団が水質管理上必要と判断し設定した項目についても検査を行います。

3 事業の概要

（1）水道用水供給事業及び水道事業の区域

ア 水道用水供給事業（供給区域）

千葉県営水道並びに木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市に供給しています。

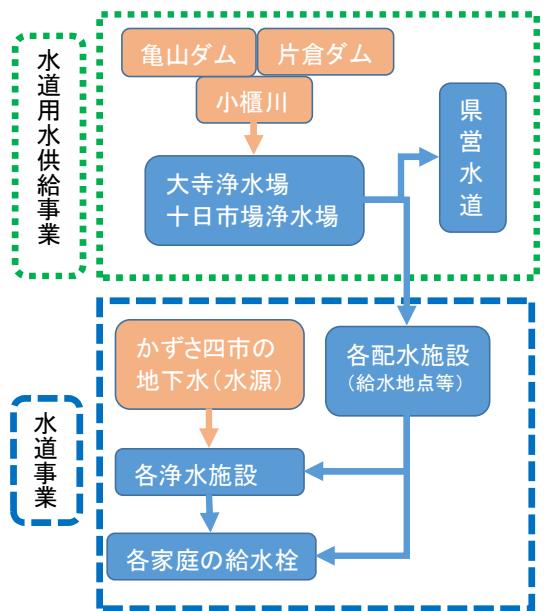
イ 水道事業（配水区域）

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市に配水しています。

（2）水源の名称と種類

水道用水供給事業では、二級河川小櫃川水系小櫃川の表流水を取水し、水源は、亀山ダム及び片倉ダムです。

水道事業では地下水を水源として各浄水場の原水とするとともに、水道用水供給事業から供給された浄水も受水しています。地下水の水源、各浄水施設と給水区域を詳しく、

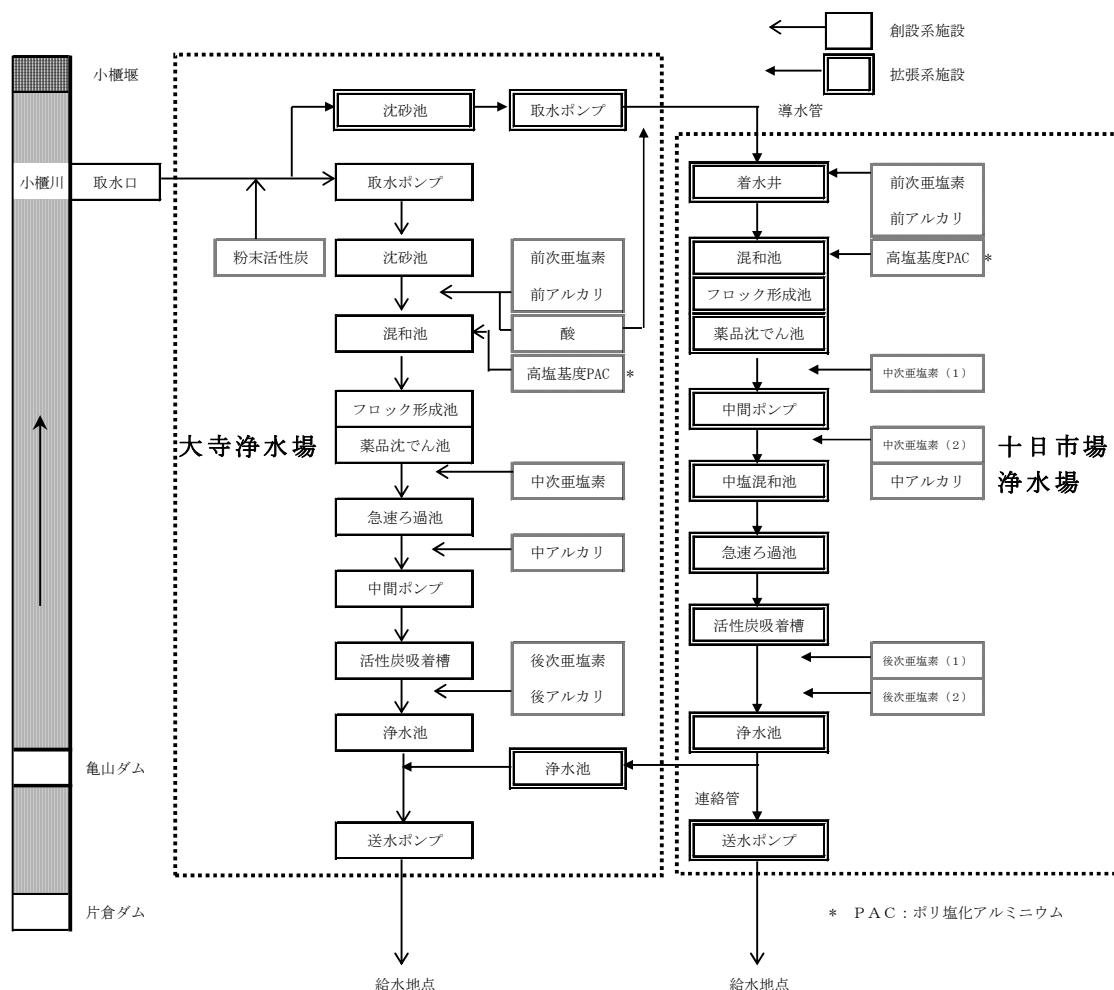


「p20 表一水道 1, p21 表一水道 2, p31 図一水道 1」に示してあります。

(3) 净水場の概要と净水処理

ア 水道用水供給事業の净水場

大寺净水場及び十日市場净水場で净水処理を行い、両净水場ともに凝集沈でん処理、急速ろ過処理に併せて、粒状活性炭による高度処理を行っています。各净水場の净水施設フローは「図一用供 1」のとおりです。



図一用供 1 净水施設フロー



大寺浄水場 (処理能力 135,000 m³/日)

十日市場浄水場 (処理能力 60,000 m³/日)

イ 水道事業の浄水場

水道事業の浄水場は、凝集沈殿、急速ろ過、次亜塩素酸ナトリウム添加と水質に合わせて浄水処理を行っています。各施設は「p21表一水道2」のとおりです。

4 水質状況の概要

(1) 水道用水供給事業の水質状況

ア 原水の水質状況

ダムから原水までの水質状況は、「表一用供1」のとおりです。

表一用供1 原水の水質状況

ダム湖の水質状況	ダム湖の水質は、上流域に産業系の汚染源は少ないものの、地質の影響を受けた有機物が多いため、色度や化学的酸素要求量が高い状況です。 植物プランクトンが原因で、かびの臭いを感じることがあります。また、大量発生時には、急速ろ過池が閉塞することがあります。
原水の概要	原水は、大寺浄水場から約2km 下流に位置する小檣堰の背水を利用して取水していますが、その水質は、ダム湖の水質及びダム放流後の河川流域における生活雑排水等の影響を受けています。水田が多く、農薬散布時期には、水質監視を強化します。
原水の水質状況	原水水質の特徴は、色度・アルカリ度・硬度が高く、濁度及びpH値の変動が大きいこと。トリハロメタン生成能は1年を通して高く、特に春季から秋季にかけて上昇します。そのため、検査頻度を高め、監視を強化します。珪藻類や藍藻類等の植物プランクトンも1年を通して増殖することがあります。

イ 供給水（水道用水）の水質状況

浄水場から給水地点等までの水質状況は、「表一用供2」のとおりです。

表一用供2 供給水（水道用水）の水質状況

浄水の水質状況	原水の水質状況を踏まえ、適切に浄水処理が行われているか確認し、水質基準に適合した水道用水を供給します。 水質管理をするために必要項目である濁度、色度、残留塩素及びpH値等については、水質自動計器を設置し、常時監視します。
供給水の水質状況	定期的に給水地点の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認します。給水地点までに水質が変化するおそれがある項目（総トリハロメタン、残留塩素等）については、厳しく管理を行います。

(2) 水道事業の水質状況

水質状況は「表一水道3」のとおりです。

表一水道3

地下水の水質と対応	井戸はその多くが深井戸で、周辺に汚染の恐れのある施設もないため、水質は安定しています。地質由来の影響で鉄、マンガンが高い井戸もありますが急速ろ過で浄水処理をしています。トリクロロエチレンが検出された井戸が1本(君津3号井)ありますが、曝気処理で除去しています。一部の井戸では地質由来のヒ素が検出されておりますが、水質基準以下のため健康上の問題はありません。
-----------	--

※ヒ素 該当地域

君津市(皿引、小糸大谷、鎌滝、清和市場、東日笠、山滝野、大戸見、坂畠、蔵玉の9浄水場)

富津市(大佐和地下水井戸)

5 定期水質検査を行う地点・項目及び頻度

水道用水供給事業と水道事業（木更津市域、君津市域、富津市域、袖ヶ浦市域）とに分けて、地点・項目及び頻度を示します。

(1) 水質検査を行う地点

(ア) 水道用水供給事業

当企業団では、過去の水質検査結果や小櫃川の状況を考慮して、「表一用供3」のとおり検査地点を設定します。

表一用供3 水道用水供給事業 検査地点

浄水場	大寺浄水場原水（取水口）
	大寺浄水場净水（浄水池）
	十日市場浄水場净水（浄水池）
給水地点等	【千葉県】姉崎分場前
	【木更津市】伊豆島配水場前、上烏田浄水場前、かずさ配水場前、金田配水場前
	【君津市】かずさ配水場前、北子安配水場前、小糸浄水場前
	【富津市】宝竜寺受水槽前、上飯野配水場前
	【袖ヶ浦市】角山配水場前、吉野田配水場前
調整池	北部調整池、南部調整池、第2南部調整池
小櫃川	椿橋・西賀和橋・亀山ダム放流口（堤体直上流）
	片倉ダム放流口（堤体直上流）・新釜生橋

※ 小櫃川の検査地点は、小櫃川上流域、ダム、中流域、下流域の水質を把握するため最も適した地点とします。

各検査地点の地図は、「p12 図一用供2」及び「p13 図一用供3」に示すとおりです。

(イ) 水道事業

各市域の検査地点は「表一水道4」のとおりです。

表一水道4 検査地点

表一水道4 検査地点

市域	浄配水場名	原水	浄水場 原水	給水栓
木更津市	中台浄水場(請西南2-4-2)	中台2号井 中台5号井 中台8号井	着水井	吾妻公園
	上烏田浄水場(上烏田357-2)	上烏田2号井 上烏田3号井 上烏田4号井 上烏田6号井 上烏田10号井 上烏田12号井 上烏田14号井	着水井	板取公園
	富来田第一浄水場(真里谷1998-3外)	富来田第一1号井	着水井	泉谷集会場
	富来田第二浄水場(真里谷2937-5)	富来田第二2号井 富来田第二3号井	着水井	茅野七曲公会堂
	伊豆島配水場(伊豆島1235-12外)			高山台公園
	かづさ配水場(君津市かづさ小糸4-1)			消防団第8分団第6部詰所
	金田配水場(金田東5-20-1)			牛込海岸海の家
君津市	久保浄水場(久保3-12-8)	君津1号井 君津3号井 君津12号井 君津17号井 君津18号井		神門山の下公園
	宮下浄水場(宮下2-21-3)	君津2号井		山高原306番3
	皿引浄水場(皿引105-2)	皿引取水井		作木96
	小糸浄水場(白駒682_白駒配水場系)	小糸5号井		六手35
	小糸大谷浄水場(小糸大谷77)	小糸1号井 小糸2号井		君津市シルバー人材センター
	鎌滝浄水場(鎌滝1269)	小糸6号井		市宿423番2
	清和市場浄水場(市宿423-2)	清和3-1号井 清和3-2号井		平田153-3
	東日笠浄水場(東日笠666-3)	清和1号井 清和2号井		奥米316-1
	豊英配水場(※)(豊英448-2)			豊英355-1 (東日笠系)
	市場浄水場(清和市場418_鹿野山系)	市場1号井 市場2号井		神野寺前公衆トイレ
	俵田浄水場(俵田1422)	俵田1号井 俵田2号井		吉野増圧ポンプ場
	川谷浄水場(川谷605-4)	川谷1号井		久留里大谷441-1
	愛宕浄水場(向郷1756)	愛宕1号井 愛宕2号井 愛宕3号井		久留里駅前トイレ
	山滝野浄水場(山滝野563)	山滝野1号井 山滝野2号井 山滝野3号井		大戸見3293番1
	大戸見浄水場(大戸見3293-1)	大戸見1号井 大戸見2号井		稻鹿公会堂
	坂畑浄水場(坂畑1481-9)	坂畑2号井 坂畑3号井		香木原263番地4
	蔵玉浄水場(蔵玉1075-3)			蔵玉増圧ポンプ場
	北子安配水場(北子安992-1外)			中富451-1
	かづさ配水場(かづさ小糸4-1)			大野台540
	法木配水場(※)(糸川2298-4)			四宮増圧ポンプ場 (かづさ系)

富津市	亀田浄水場 旧館(亀田219 大坪山系)	大佐和2号井 大佐和3号井 大佐和4号井 大佐和5号井 大佐和6号井		佐貫町駅(亀田) 上新山公会堂地先(上)
	上飯野配水場(上飯野1109)			大貫駅(千種新田) 富津公園(富津) 青堀駅(大堀) 千葉県まちづくり公社(新富) 本郷893地先
	岩坂配水場(岩坂447)			湊1372-1地先 田倉811地先 志駒1479地先 豊岡光生園地先(豊岡)
	竹岡配水場(竹岡150-29)			浜金谷駅(金谷)
袖ヶ浦市	代宿浄水場(代宿306)	代宿1号井		浜宿青年館(代宿)
	勝下浄水場(神納4135-172)	勝下1号井 勝下2号井 勝下3号井 勝下4号井	着水井	神明神社(今井)
	永吉浄水場(永吉790-1)	永吉1号井 永吉2号井 永吉3号井 永吉4号井 永吉5号井 永吉6号井	着水井	成蔵公民館(横田) 林5番組公会堂(林)
	角山配水場(藏波2937-1)			飯富自治会館(飯富) 袖ヶ浦終末処理場(中袖)
	吉野田配水場(木更津市伊豆島1200)			百目木公園(百目木)

※毎日水質検査のみ

(2) 水質検査を行う項目及び頻度

各検査地点で行う検査項目及び頻度は、以下のとおりです。

(ア) 1日1回以上行う検査項目

水道法施行規則第15条第1項第1号のイの規定に基づき1日1回以上の検査が義務付けられている「色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)」の検査は、各系の末端で行います。

水道用水供給事業では「p14表一用供4」に示す3か所で行います。

水道事業では「表一水道4」に示した各浄配水場系の給水栓46か所で行います。

(イ) 水質基準項目

「水質基準項目」は、水道法第4条第2項の規定により、水質基準に関する省令で定められており、人の健康の保護の観点から設定された項目と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目からなり、定期的な検査が必要な項目です。

① 水道用水供給事業

浄水で月1回、給水地点等で年4回の検査を行います。

また、原水の検査は、当企業団が小櫃川流域から取水している唯一の水道事業体であるため、月1回検査を行います。

当企業団が水質監視、浄水処理管理のため必要と判断した項目についてはさらに頻度を増やして検査を行います。地点ごとの詳しい頻度については、「p14表一用供5」とおりです。

② 水道事業

検査地点ごとの項目と頻度は、水質に合わせて決定しており、木更津市域「p22表一水道5」、君津市域「p23表一水道6」、富津市域「p24表一水道7」、袖ヶ浦市域「p25表一水道8」のとおりです。

(ウ) 水質管理目標設定項目

「水質管理目標設定項目」は、今後水道水中で検出される可能性があるものなど、水質管理において留意する必要がある項目です。

① 水道用水供給事業

給水地点（上飯野配水池前）及び浄水場で年4回の検査を行います。

また、地点ごとの詳しい検査頻度は、「p15表一用供6」のとおりです。

② 水道事業

千葉県水道水質管理計画で監視地点とされている、木更津市の上鳥田浄水場、君津市の宮下配水場及び袖ヶ浦市の永吉浄水場で検査を行っています。

富津市の大佐和地下水とその他浄水場系でも検査を行っており、項目と頻度は、木更津市域「p27表一水道10」、君津市域「p28表一水道11」、富津市域「p29表一水道12」、袖ヶ浦市域「p30表一水道13」のとおりです。

(エ) その他の項目

① 水道用水供給事業

維持管理項目は、原水水質の監視や把握のため、水質管理上必要と判断して設定した項目で、地点毎の詳しい検査頻度は、「p15表一用供7」のとおりです。

要検討項目は、今後、必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目で、「p16表一用供8」のとおり、浄水場で年4回検査を行います。ダイオキシン類については、原水及び浄水で年1回検査を行います。

臭気項目は、植物プランクトンの発生が予測できないことから、原水及び活性炭水については毎日（閉庁日は除く）、水源である亀山ダムについては週1回以上、かび臭物質について検査を行います。地点ごとの詳しい検査頻度は、「p16表一用供9」のとおりです。

放射性物質は、放射性セシウム（セシウム134及び137）を原水及び浄水について、週1回以上を目途に検査を行います。地点ごとの詳しい検査頻度は、「p16表一用供10」のとおりです。なお、今後の厚生労働省からの通知等に合わせ検査頻度の見直しを行います。

② 水道事業

維持管理項目のうち、アンモニア態窒素とクリプトスボリジウム指標菌（嫌気性芽胞菌と大腸菌）を検査しています。詳しい検査頻度は、「p22表一水道5」、君津市域「p23表一水道6」、富津市域「p24表一水道7」、袖ヶ浦市域「p25表一水道8」のとおりです。

要検討項目のうち、袖ヶ浦市域でダイオキシン類を検査しています。年1回、永吉

浄水場、勝下浄水場、代宿浄水場で実施しています。

放射性物質は、放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）の検査を行っています。

各市域の地下水の浄水処理をしている浄水場で年4回、検査を実施しています。

6 臨時検査

水道法施行規則第15条第2項の規定により、次のような場合には、臨時の水質検査を速やかに行います。

- (1) 定期検査により水質異常が判明した場合
- (2) 水源の水質が著しく悪化した場合
(色、濁り及び臭気等に著しく変化が生じた場合)
- (3) 水源に異常があった場合
(魚等が多数死に浮上した場合、油膜及び汚染水等の汚物が確認された場合)
- (4) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、水系感染症が流行している場合
(クリプトスパリジウム等の水系感染症が発生した場合)
- (5) 浄水処理工程で異常があった場合
(浄水処理の不具合が発生した場合)
- (6) 配水管及び送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
(急激な流速の変化に伴う赤水等が発生した場合)
- (7) その他、必要があると認められる場合

7 水質検査の方法及び検査体制

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）に基づいて行い、その他は、上水試験方法（日本水道協会2020年版）などに従い、千葉県水道水質管理計画に定められた基本方針に基づいて原則として自己検査により行います。ただし、ダイオキシン類の検査については、厚生労働省の登録を受けた水質検査機関に委託しております。

また、毎日測定が必要な色、濁り、消毒の効果の確認（残留塩素）については、一部を委託業者が行います。

8 水質検査の精度と信頼性の保証

(1) 水質検査の精度

分析機器の整備並びに国及び県が行う外部精度管理への参加や自主的な精度管理の実施などをを行い、水質検査の精度向上に努めます。

(2) 水質検査の信頼保証

当企業団は、信頼性確保部門と水質検査部門に各責任者を配置した水質検査精度に係る組織体制を整備し、信頼性確保に努めます。

また、正確で適切な検査結果を得るために、平成20年2月26日に社団法人日本水道協会（現公益社団法人日本水道協会）が運営する「水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）」

の認定を取得しました。

なお、令和6年度に4回目の更新審査が予定されております。

今後も引き続き本認定を保持し、適切な水質検査を実施し、信頼性の確保に努めます。



J W W A - G L P 0 3 4
水道 G L P 認定

9 検査結果の評価及び公表

(1) 検査結果の評価

- ① 水道用水及び給水栓水については、水質基準に適合していることを確認します。
- ② 給水栓水で十分に消毒効果が保持されていること、色及び濁りに異常がないことを毎日確認します。
- ③ 水処理工程水については、適切に処理されていることを確認します。
- ④ 原水については、異常がないことを確認します。

(2) 検査結果の公表

水質検査結果は、当企業団のホームページで毎年公表しており、一部については毎月、速報値として掲載します。また、水道用水供給事業の水質年報を作成しており、関係機関への配付及びホームページでの掲載を行います。

10 関係者との連帯

河川及び原水に関する突発的な水質変動及び水質事故が発生した場合は、あらかじめ定めてある連絡体制により、関係機関との連帯及び情報の共有化を図り、迅速に対応します。

給水停止等が生じ、当企業団だけでは対応できない場合は、関係機関と締結している「応援協定」に基づき応援を要請し、早期給水・早期復旧に努めています。

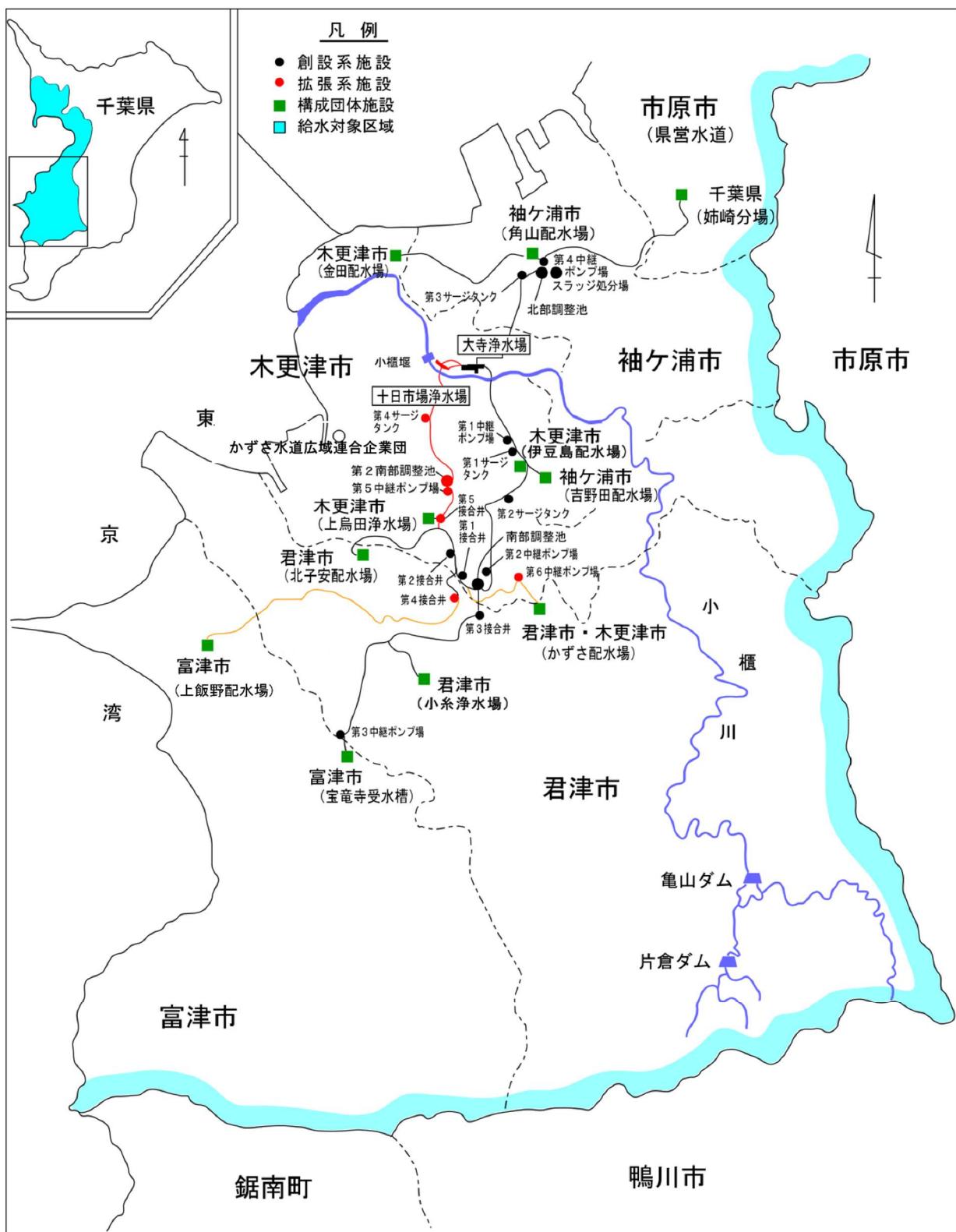
11 水質検査計画の見直しと公表

当企業団において水質検査結果を評価し、水質基準値の改正、水源周辺の状況等を踏まえ、市民の皆様から寄せられたご意見も参考にさせていただき、翌事業年度開始前に策定し、当企業団ホームページで公表いたします。

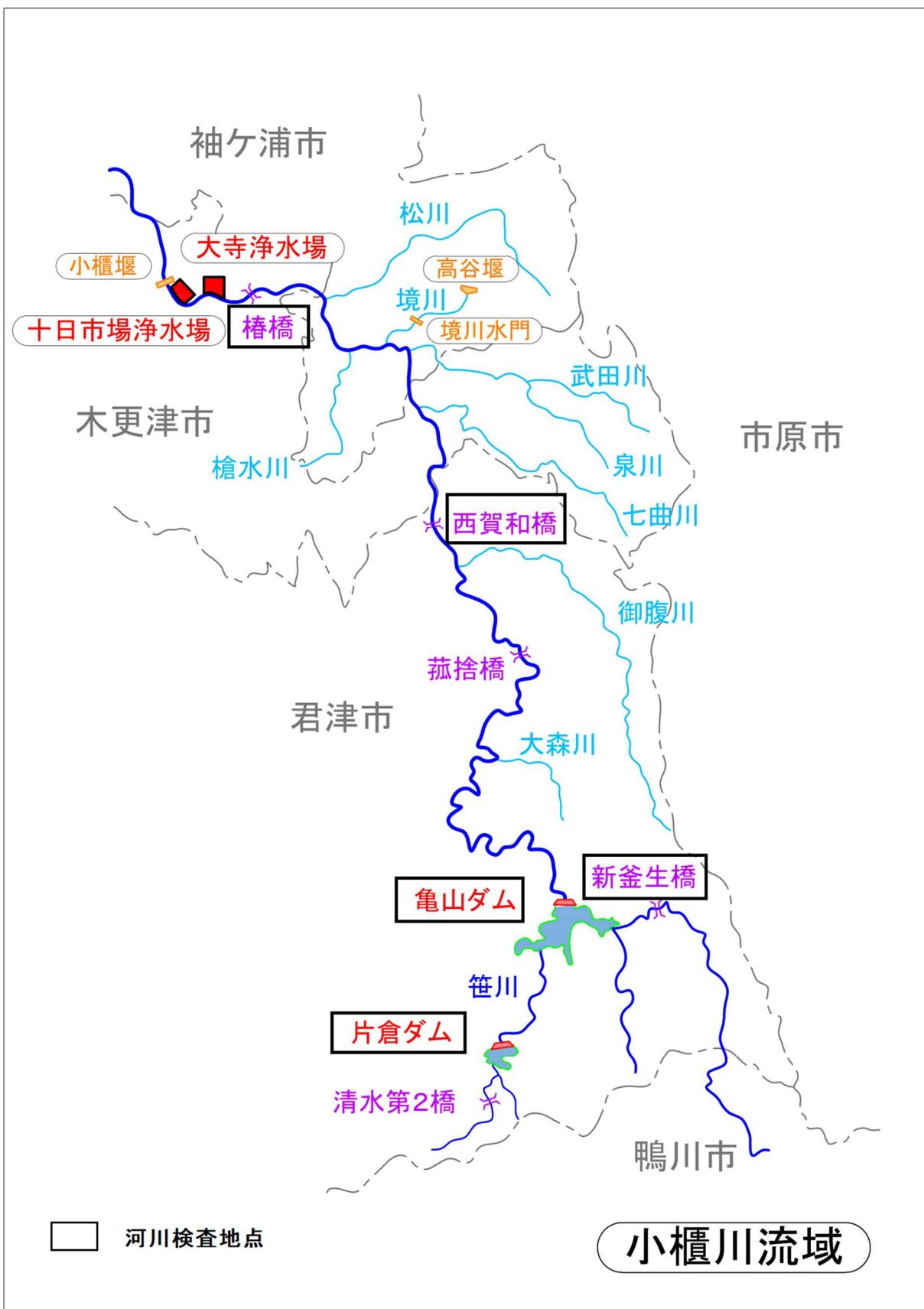
水道用水供給事業

資料

(検査地点図、検査項目及び頻度一覧)



図一用供2 検査地点



図一用供3 河川検査地点

表一用供4 1日1回以上行う検査項目と頻度

	給水地点等
	3箇所(※1)
1 色	1日1回
2 濁り	1日1回
3 消毒の残留効果(残留塩素)	1日1回

※1 上鳥田浄水場前、角山配水場前及び宝竜寺受水槽前で検査します。

表一用供5 水質基準項目と頻度

水質基準項目 検査項目 / 検査地点	水質基準値	給水地点等	調整池	浄水場		水源	
		構成団体給水地点等	北部1・南部2	原水	浄水	亀山ダム等	片倉ダム等
		11箇所	3箇所	1箇所	2箇所	河川2箇所含む	河川1箇所含む
基1 一般細菌	100CFU/mL以下	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
基2 大腸菌	検出されないこと	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
基3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基8 六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	月1回
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	月1回
基12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基14 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基17 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基20 ベンゼン	0.01 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基21 塩素酸	0.6 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基22 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基23 クロロホルム	0.06 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基26 臭素酸	0.01 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基27 総トリハロメタン(※2)	0.1 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基30 ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	月1回	—	—	月1回	—	—
基31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	年4回	—	—	月1回	—	—
基32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	—
基35 銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回	月1回	—
基38 塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	—
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基40 蒸発残留物	500 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基42 ジエオスミン(※3)	0.00001 mg/L 以下	月1回	—	月1回	月1回	月1回	—
基43 2-メチルイソボルネオール(※4)	0.00001 mg/L 以下	月1回	—	月1回	月1回	月1回	—
基44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基45 フェノール類	0.005 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回	月1回	—
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基47 pH値	5.8以上8.6以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基48 味	異常でないこと	月1回	月1回	—	毎日	—	—
基49 臭気	異常でないこと	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基50 色度	5度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
基51 濁度	2度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回

※2 クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和

※3 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オールの別名

※4 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オールの別名

表一用供6 水質管理目標設定項目と頻度

水質管理目標設定項目 検査項目 / 検査地点		目標値	給水地点等	調整池	浄水場	
			構成団体給水地点等	北部1・南部2	原水	浄水
			11箇所	3箇所	1箇所	2箇所
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目4	削除	—	—	—	—	—
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目6	削除	—	—	—	—	—
目7	削除	—	—	—	—	—
目8	トルエン	0.4 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	使用していないため、検査の対象外			
目11	削除	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	使用していないため、検査の対象外			
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	年4回(※5)	—	—	年4回
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	—	年4回
目15	農薬類（別表-8参照）	検出値と目標値の比の和として、1以下	—	—	年4回	年4回
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	月1回	月1回	—	毎日
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/L	年4回	—	月1回	月1回
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	年4回	—	週1回	週1回
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目23	臭気強度(TON)	3 以下	年4回(※5)	—	毎日	—
目24	蒸発残留物	30~200mg/L	年4回	—	月1回	月1回
目25	濁度	1 度 以下	月1回	月1回	毎日	毎日
目26	pH値	7.5 程度	月1回	月1回	毎日	毎日
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目28	從属栄養細菌	2000CFU/mL 以下	月1回	—	月1回	月1回
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	年4回	—	月1回	月1回
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタノン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下	年4回(※5)	—	年4回	年4回

※5 浄水場から最も遠距離にある上飯野配水池前の1箇所を検査します。

表一用供7 維持管理項目と頻度

維持管理項目 検査項目 / 検査地点		給水地点等	調整池	浄水場		水 源	
			構成団体給水地点等	北部1・南部2	原水	浄水	亀山ダム等
			11箇所	3箇所	1箇所	2箇所	片倉ダム等
維1	アンモニア態窒素	—	—	毎日	—	月1回	月1回
維2	BOD又はCOD (※6)	—	—	週1回	—	月1回	月1回
維3	浮遊物質(SS)	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維4	総窒素	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維5	総リン	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維6	アルカリ度	—	—	毎日	—	月1回	月1回
維7	電気伝導率	月1回	月1回	毎日	毎日	月1回	月1回
維8	生物	—	—	月1回	—	月1回	月1回
維9	クリプトポリジウム等	—	—	月1回	月1回	—	—
維10	溶存酸素(DO)	—	—	週1回	—	月1回	月1回
維11	トリハロメタン生成能	—	—	毎日	—	—	—
維12	トリハロメタン(※7)	—	—	—	毎日	—	—
維13	紫外線吸光度(E260)	—	—	毎日	毎日	—	—
維14	嫌気性芽胞菌	—	—	月1回	—	月1回	月1回

※6 河川についてはBODを、ダムについてはCODを検査します。

※7 大寺・十日市場両浄水場とも、ろ過水も測定します。頻度は、浄水回数と同じです。

表一用供8 要検討項目と頻度

要検討項目		目標値	浄水場		
検査項目 / 検査地点			原水	浄水	
			1箇所	2箇所	
要1	モリブデン	0.07 mg/L以下	年4回	年4回	
要2	ダイオキシン類 (※8)	1pg-TEQ/L以下	年1回	年1回	

※8 ダイオキシン類については、委託で行います。

表一用供9 臭気項目(かび臭※9)と頻度※10

臭気項目 検査項目 / 検査地点	浄水場		小櫃川		水源			流入河川等※11
	原水	活性炭水	椿橋	西賀和橋	亀山ダム表層	亀山ダム15m	片倉ダム	
	1箇所	2箇所	1箇所	1箇所	(深さ別2箇所)	1箇所	9箇所	
水温	毎日	—	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
pH	毎日	—	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
植物プランクトン	毎日	—	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
臭気	毎日	—	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
ジェオスミン	毎日	毎日	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回
2-メチルイソボルネオール	毎日	毎日	月1回	月1回	週1回	週1回	月1回	月1回

※9 かび臭とは、ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールを指します。

※10 状況に応じて、頻度を高くなります。

※11 流入河川等とは、松川、榎水川、高谷堰(境川)、武田川、七曲川、御腹川、大森川、大坂川及び笠川の9箇所とします。

なお、流入河川等の位置については、別図-2のとおりです。

表一用供10 放射性物質検査の項目と頻度

放射性物質検査 検査項目 / 検査地点	目標値	頻度	
		原水	浄水
		1箇所	2箇所
放1 放射性セシウム(Cs134)	合計値として 10Bq/kg以下	週1回	週1回
放2 放射性セシウム(Cs137)		週1回	週1回

表一用供11 農薬類の検査項目

No.	農薬類	目標値
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05 mg/L以下
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08 mg/L以下
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L以下
4	EPN	0.004 mg/L以下
5	MCPA	0.005 mg/L以下
6	アシュラム	0.9 mg/L以下
7	アセフェート	0.006 mg/L以下
8	アトラジン	0.01 mg/L以下
9	アニロホス	0.003 mg/L以下
10	アミトラズ	0.006 mg/L以下
11	アラクロール	0.03 mg/L以下
12	イソキサチオン	0.005 mg/L以下
13	イソフェンホス	0.001 mg/L以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L以下
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L以下
16	イブフェンカルバゾン	0.002 mg/L以下
17	イプロベンホス(IPB)	0.09 mg/L以下
18	イミノクタジン	0.006 mg/L以下
19	インダノファン	0.009 mg/L以下
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L以下
21	エトフェンプロックス	0.08 mg/L以下
22	エンドスルファン(ベンゾエビン)	0.01 mg/L以下
23	オキサジクロメヘン	0.02 mg/L以下
24	オキシン銅(有機銅)	0.03 mg/L以下
25	オリサストロビン	0.1 mg/L以下
26	カズサホス	0.0006 mg/L以下
27	カフェンストロール	0.008 mg/L以下
28	カルタップ	0.08 mg/L以下
29	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L以下
30	カルボフラン	0.0003 mg/L以下
31	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L以下
32	キャブタン	0.3 mg/L以下
33	クミルロン	0.03 mg/L以下
34	グリホサート	2 mg/L以下
35	クロメプロップ	0.02 mg/L以下
36	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L以下
37	クロルピリホス	0.003 mg/L以下
38	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
39	シアナジン	0.001 mg/L以下
40	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L以下
41	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L以下
42	ジクロペニル(DBN)	0.03 mg/L以下
43	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
44	ジクワット	0.01 mg/L以下
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L以下
46	ジチオビル	0.009 mg/L以下
47	シハロホップブチル	0.006 mg/L以下
48	シマジン(CAT)	0.003 mg/L以下
49	ジメタメトリン	0.02 mg/L以下
50	ジメトエート	0.05 mg/L以下
51	シメトリン	0.03 mg/L以下
52	ダイアジノン	0.003 mg/L以下
53	ダイムロン	0.8 mg/L以下
54	チアジニル	0.1 mg/L以下

No.	農薬類	目標値
55	チウラム	0.02 mg/L以下
56	チオジカルブ	0.08 mg/L以下
57	チオファネートメチル	0.3 mg/L以下
58	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
59	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L以下
60	トリクロピル	0.006 mg/L以下
61	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L以下
62	トリシクラゾール	0.1 mg/L以下
63	トリフルラリン	0.06 mg/L以下
64	ナプロバミド	0.03 mg/L以下
65	ペロホス	0.0009 mg/L以下
66	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L以下
67	ピラゾリネット(ピラゾレート)	0.02 mg/L以下
68	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L以下
69	ピリチカルブ	0.02 mg/L以下
70	ピロキロン	0.05 mg/L以下
71	フィプロニル	0.0005 mg/L以下
72	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/L以下
73	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
74	フェンチオン(MPP)	0.006 mg/L以下
75	フェントエート(PAP)	0.007 mg/L以下
76	フェントラザミド	0.01 mg/L以下
77	フサライド	0.1 mg/L以下
78	ブタクロール	0.03 mg/L以下
79	ブタミホス	0.02 mg/L以下
80	ブロフェジン	0.02 mg/L以下
81	フルアジナム	0.03 mg/L以下
82	ブレチラクロール	0.05 mg/L以下
83	ブロシミド	0.09 mg/L以下
84	ブロビコナゾール	0.05 mg/L以下
85	ブロビザミド	0.05 mg/L以下
86	ブロベナゾール	0.03 mg/L以下
87	ブロモチド	0.1 mg/L以下
88	ペノミル	0.02 mg/L以下
89	ベンシクリロン	0.1 mg/L以下
90	ベンゾビシクリロン	0.09 mg/L以下
91	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L以下
92	ベンタゾン	0.2 mg/L以下
93	ベンディメタリン	0.3 mg/L以下
94	ベンフラカルブ	0.02 mg/L以下
95	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 mg/L以下
96	ベンフレセート	0.07 mg/L以下
97	ホスチアゼト	0.005 mg/L以下
98	マラチオン(マラソン)	0.7 mg/L以下
99	メコプロップ(MCPP)	0.05 mg/L以下
100	メソミル	0.03 mg/L以下
101	メタラキシリル	0.2 mg/L以下
102	メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/L以下
103	メトミノストロビン	0.04 mg/L以下
104	メトリブジン	0.03 mg/L以下
105	メフェナセット	0.02 mg/L以下
106	メブロニル	0.1 mg/L以下
107	モリネート	0.005 mg/L以下

水道事業 資料

(給水区域表、浄配水場施設概要表、検査項目及び頻度一覧、配水区域図)

表-水道1 給水区域

市域	配水系統	配水 区域図	給 水 区 域
木更津市	金田配水場系	①	瓜倉、牛込、中島、中野、畔戸、北浜町、金田東1~6丁目
	中台浄水場系	②	新田1~3丁目、富士見1~3丁目、中央1~3丁目、新宿、吾妻、吾妻1~2丁目、朝日1~3丁目、木更津1~3丁目、大和1~3丁目、東中央1~3丁目、文京1~6丁目、貝瀬1~4丁目、潮見1~9丁目、幸町1~3丁目、桜町1~2丁目、桜井の一部、桜井新町1、2、3、5丁目、桜井新町4丁目の一部、請西の一部、請西1~2丁目の一部、清見台1丁目の一部、清見台東1~2丁目の一部、太田1、2、4丁目の一部、太田3丁目、中の島、潮浜1~3丁目、新港、木材港、小浜の一部、長須賀の一部、永井作、永井作1~2丁目、祇園、祇園1~2丁目、祇園3~4丁目の一部、高砂1~3丁目、本郷1~3丁目、高柳、高柳1~4丁目、若葉町、久津間、万石、江川、中里、中里1~2丁目、岩根1~4丁目、西岩根、坂戸市場、井戸、牛袋、牛袋野、十日市場、曾根、大寺、有吉の一部
	上烏田浄水場系	④⑤	桜井の一部、桜井新町4丁目の一部、羽鳥野1~7丁目、大久保、大久保1~6丁目、請西の一部、請西1~2丁目の一部、請西3~4丁目、請西東1~8丁目、請西南1~5丁目、真舟1~5丁目、東太田1~3丁目の一部、東太田4丁目、築地、畠沢、畠沢1~4丁目、畠沢南1~6丁目、上烏田、中烏田、下烏田、八幡台1~7丁目、港南台1~5丁目、矢那の一部、小浜の一部
	富来田第一浄水場系	⑦	真里谷の一部、大稻、真里の一部
	富来田第二浄水場系		真里谷の一部、茅野の一部、茅野七曲、山本七曲
	伊豆島配水場系	③	東太田1~3丁目の一部、太田1、2、4丁目の一部、清見台1丁目の一部、清見台2~3丁目、清見台東1~2丁目の一部、清見台東3丁目、清見台南1~5丁目、祇園3~4丁目の一部、清川1~2丁目、伊豆島の一部、ほたる野1~4丁目、下望陀、笹子、上望陀、菅生、椿、日の出町、犬成、有吉の一部、中尾、長須賀の一部
	かずさ配水場系	⑥	かずさ鎌足1~3丁目、伊豆島の一部、下郡、下内橋、茅野の一部、戸国、根岸、佐野、上根岸、真里の一部、真里谷の一部、草敷、田川、矢那の一部、下宮田
	久保配水場系	①	人見(一部を除く)、人見1丁目、大和田、君津台1~3丁目、陽光台1~3丁目、北久保1~2丁目、高坂、久保、坂田、東坂田1~4丁目、西坂田1~4丁目
	北子安配水場系	②③	中野、中野1~6丁目、人見2~5丁目、大和田1~5丁目、台1~2丁目、久保1~5丁目、南子安、南子安1~9丁目、北子安、北子安1~6丁目、内箕輪、内箕輪1丁目、八重原、法木作、法木作1丁目、外箕輪、外箕輪1~4丁目、塙師1~4丁目、上湯江、下湯江、中富、貞元、八幡、新御堂、郡、南久保1~3丁目、小香、杉谷、常代、常代1~6丁目、浜子、郡1~3丁目、三直の一部
	宮下浄水場系	④	宮下、宮下1、2丁目、小山野、大山野の一部
君津市	皿引配水場系	⑤	皿引の一部、六手の一部、馬登、作木、尾車、山高原、大山野の一部、草牛
	白駒配水場系	⑥	六手の一部、白駒、泉、福岡の一部、荻作、糠田の一部、血引の一部、中島の一部、上の二部、練木、三直の一部
	小糸大谷浄水場系	⑦	大鷲、大井、行馬、小糸大谷の一部、糠田の一部、根本の一部、中島の一部、上の二部
	鎌滝浄水場系	⑧	鎌滝の一部
	かずさ配水場系	⑨	長石、糠田飛地、鎌滝の一部、福岡の一部、大井戸、塙原、糸川の一部、小糸大谷の一部、根本の一部、糠田の一部、市宿の一部、大野台、日渡根
	法木配水場系	⑩	山滝野の一部、向郷、糸川の一部、法木、寺沢の一部、戸崎の一部、愛宕、芋窪、岩出、富田
	清和市場配水場系	⑪	西粟倉、清和市場、市宿の一部、東猪原、西猪原、東粟倉、平田、植畠の一部
	東日笠配水場系	⑫	東日笠、植畠の一部、西日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田沢、旅名、豊英の一部
	鹿野山配水場系	⑬	鹿野山
	豊英配水場系	⑭	豊英の一部
	俵田浄水場系	⑮	山本、西原、賀恵渕、戸崎の一部、上新田の一部、俵田の一部、末吉、三田、小櫃台、吉野、長谷川、久留里大谷の一部
	川谷浄水場系	⑯	川谷、久留里大谷の一部
	愛宕浄水場系	⑰	寺沢、青柳、箕輪、久留里大和田、久留里市場、上新田の一部、俵田の一部、小市部、久留里
	山滝野浄水場系	⑱	浦田、栗坪、怒田、平山の一部、山滝野の一部、広岡の一部
	大戸見浄水場系	⑲	広岡の一部、大坂、大戸見、高水の一部、平山の一部、大中、加名盛
富津市	坂畠浄水場系	⑳	釜生、大戸見旧名殿、柳城、利根、滝原、折木沢、坂畠、草川原、藤林、川俣旧川俣、川俣旧月毛、川俣旧押込、豊田旧菅間田、豊田旧野中、笛、香木原、高水の一部、藏王の一部
	藏王配水場系	㉑	藏王の一部、黄和田畠
	上飯野配水場系	㉒	富津、新井、川名、篠部、大堀、大堀1~4丁目、青木、青木1~4丁目、西川、下飯野、上飯野、本郷、二間塚、前久保、新富、岩瀬、千種新田、西大和田、相野谷、一色、障子谷の一部、君津市人見の一部
	大坪山配水場系	㉓	小久保、絹、障子谷の一部、上、近藤、八田沼、中、宝竜寺、花香谷、佐貫、亀沢、亀田、鶴岡、八幡、笛毛
	岩坂配水場系	㉔	湊、数馬、岩坂、加藤、更和、望井、台原、桜井、海良、壳津、花輪、不入斗、長崎、横山、相川、梨沢、上後、関尻、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡
袖ヶ浦市	竹岡配水場系	㉕	竹岡、萩生、金谷
	代宿浄水場水系	㉖	久保田の一部、代宿、椎の森の一部、長浦の一部
	勝下浄水場水系	㉗	神納の一部、今井の一部、藏波の一部、藏波台の一部、長浦の一部
	永吉浄水場水系	㉘	岩井の一部、永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、谷中、野里、上泉、永吉、横田の一部、三黒、百目木の一部
	角山配水場水系	㉙㉚	坂戸市場、奈良輪、福王台、神納の一部、今井の一部、藏波の一部、藏波台の一部、久保田の一部、長浦の一部 長浦駅前、飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野、岩井の一部、北袖、南袖、中袖、椎の森の一部
	吉野田配水場水系	㉛	百目木の一部、横田の一部、大鳥居、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田、戸国飛地

表-水道2 浄配水場施設概要

市域	浄配水場名	原水の種類	計画浄水量	浄水処理方式	使用薬品	水源の名称
木更津市	中台浄水場 (請西南2-4-2)	地下水 表流水 (淨水受水)	2,160m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	中台2号井 中台5号井 中台6号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	上烏田浄水場 (上烏田357-2)	地下水 表流水 (淨水受水)	6,640m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	上烏田2号井 上烏田3号井 上烏田4号井 上烏田6号井 上烏田10号井 上烏田12号井 上烏田14号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	富来田第一浄水場 (真里谷1998-3外)	地下水	880m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	富来田第一1号井
	富来田第二浄水場 (真里谷2937-5)	地下水	1,760m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	富来田第二2号井 富来田第二3号井
	伊豆島配水場 (伊豆島1235-12外) かずさ配水場 (君津市かずさ小糸4-1) 金田配水場 (金田東5-20-1)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	久保浄水場 (久保3-12-8)	地下水	6,160m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	君津1号井 君津3号井 君津5号井 君津9号井 君津11号井 君津12号井 君津16号井 君津17号井 君津18号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
君津市	宮下浄水場 (宮下2-21-3)	地下水	920m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	君津2号井
	皿引浄水場 (皿引105-2)	地下水	350m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	皿引取水井
	小糸浄水場 (白駒682_白駒配水場系)	地下水 表流水 (淨水受水)	740m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	小糸5号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	小糸大谷浄水場 (小糸大谷77)	地下水	1,250m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	小糸1号井 小糸2号井 小糸3号井
	鎌澗浄水場 (鎌澗1269)	地下水	600m ³ /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	小糸6号井
	清和市場浄水場 (市宿423-2)	地下水 表流水 (淨水受水)	700m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	清和3-1号井 清和3-2号井
	東日笠浄水場 (東日笠666-3)	地下水	370m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	清和1号井 清和2号井
	市場浄水場 (清和市場418_鹿野山系)	地下水	920m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	市場1号井 市場2号井
	俵田浄水場 (俵田1422)	地下水	1,570m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	俵田1号井 俵田2号井
	川谷浄水場 (川谷605-4)	地下水	110m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	川谷1号井
	愛宕浄水場 (向郷1756)	地下水 表流水 (淨水受水)	930m ³ /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	愛宕1号井 愛宕2号井 愛宕3号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	山澗野浄水場 (山澗野563)	地下水 表流水 (淨水受水)	1,460m ³ /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	山澗野1号井 山澗野2号井 山澗野3号井 かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	大戸見浄水場 (大戸見3293-1)	地下水	1,520m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	大戸見1号井 大戸見2号井
	坂畠浄水場 (坂畠1481-9)	地下水	700m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	坂畠2号井 坂畠3号井
	蔵玉浄水場 (蔵玉1075-3)	地下水	100m ³ /日	急速ろ過方式 前塩素処理 (※1)	次亜塩素酸ナトリウム	蔵玉1号井
	北子安配水場 (北子安992-1外)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	かずさ配水場 (かずさ小糸4-1)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
富津市	龜田浄水場 旧館 (龜田219 大坪山系)	地下水	11,800m ³ /日	前塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム	大佐和2号井 大佐和3号井 大佐和4号井 大佐和5号井 大佐和6号井
	上飯野配水場 (上飯野1109)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	岩坂配水場 (岩坂447)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	竹岡配水場 (竹岡150-29)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
袖ヶ浦市	代宿浄水場 (代宿306)	地下水	950m ³ /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 液化塩素	代宿1号井
	勝下浄水場 (神納4135-172)	地下水	3,800m ³ /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	勝下1号井 勝下2号井 勝下3号井 勝下4号井
	永吉浄水場 (永吉790-1)	地下水	3,800m ³ /日	急速ろ過方式 前・後塩素処理	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	永吉1号井 永吉2号井 永吉3号井 永吉4号井 永吉5号井 永吉6号井
	角山配水場 (角山2937-1)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)
	吉野田配水場 (木更津市伊豆島1200)	表流水 (淨水受水)	—	—	—	かずさ水道広域連合企業団用水(※2)

※1 除紙・除マンガン処理（兼集塵処理なし）

※2 かずさ水道広域連合企業団の大寺浄水場、十日市場浄水場で浄水処理した水道水 なお、両浄水場の浄水処理方式は、急速ろ過方式、前・中・後塩素処理、粒状活性炭処理、使用薬品は、ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、希硫酸、苛性ソーダ

表-水道5 木更津市 水質基準項目

【水質基準項目】	基準値	検査地点		
		水源	浄水場原水	給水栓水
		13カ所	4カ所	7カ所 【（）内は富来田第二浄水場系】
1 一般細菌	100 CFU/mL	1	12	12
2 大腸菌	検出されないこと	1	12	12
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1	1	2
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	1	1	2
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L	1	1	2
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	1	1	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	1	1	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	1	1	4
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	1	1	2
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
14 四塩化炭素	0.002 mg/L	1	1	2
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	1	1	2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1	1	2
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L	1	1	2
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2
20 ベンゼン	0.01 mg/L	1	1	2
21 塩素酸	0.6 mg/L	—	—	12
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4
23 クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4
26 臭素酸	0.01 mg/L	—	—	4
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4
30 プロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	1	1	12(4)
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	1	1	2
35 銅及びその化合物	1 mg/L	1	1	2
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	1	1	2
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	1	1	2
38 塩化物イオン	200 mg/L	1	12	12
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	1	1	2
40 蒸発残留物	500 mg/L	1	1	2
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1	1	2
42 ジエオスミン	0.00001 mg/L	1	1	2
43 2-メチルイソポルネオール	0.00001 mg/L	1	1	2
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	1	1	2
45 フェノール類	0.005 mg/L	1	1	2
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	1	12	12
47 pH値	5.8~8.6	1	12	12
48 味	異常でないこと	—	—	12
49 奥氣	異常でないこと	1	12	12
50 色度	5度	1	12	12
51 濁度	2度	1	12	12
【その他の項目】				
1 アンモニア態窒素		1	1	—
2 嫌気性芽包菌		—	4	—

表-水道6 君津市 水質基準項目

基準値	検査地点					
	水源	浄水場 浄水池	給水栓水			
	30カ所	1カ所	12カ所 【地下水系】	2カ所 【浄水受水系】	4カ所 【浄水受水+地下水】	
【水質基準項目】						
1 一般細菌	100 CFU/mL	1	12	12	12	12
2 大腸菌	検出されないこと	1	12	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1	—	1	1	1
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	1	—	1	1	1
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L	1	—	1	1	1
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1	—	1	1	1
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	1	—	1又は4	1	1又は4
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L	1	—	1	1	1
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	1	4	4	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	1	—	4	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	1	—	4	4	4
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	1	—	1又は4	1	1又は4
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/L	1	—	1	1	1
14 四塩化炭素	0.002 mg/L	1	—	1	1	1
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	1	—	1	1	1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1	—	1	1	1
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L	1	—	1	1	1
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	1	—	1	1	1
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L	1又は6	6	1又は6	1	1
20 ベンゼン	0.01 mg/L	1	—	1	1	1
21 塩素酸	0.6 mg/L	—	—	4又は8	4	4
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4	4	4
23 クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4	4	4
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4	4
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4	4
26 奥素酸	0.01 mg/L	—	—	4	4	4
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4	4
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4	4
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4	4	4
30 ブロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4	4	4
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4	4	4
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1	—	1	1	1
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	1	4	1又は4	1又は4	1
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	1	—	1	1	1
35 銅及びその化合物	1 mg/L	1	—	1	1	1
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	1	—	1	1	1
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	1	1又は4	1	1	1
38 塩化物イオン	200 mg/L	1	12	12	12	12
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	1	—	4	4	4
40 蒸発残留物	500 mg/L	1	—	4	4	4
41 隣イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1	—	1	1	1
42 ジエオスミン	0.00001 mg/L	1	—	1	1又は5	1又は5
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	1	—	1	1又は5	1又は5
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	1	—	1	1	1
45 フェノール類	0.005 mg/L	1	—	1	1	1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	1	12	12	12	12
47 pH値	5.8~8.6	1	12	12	12	12
48 味	異常でないこと	—	12	12	12	12
49 奥気	異常でないこと	1	12	12	12	12
50 色度	5度	1	12	12	12	12
51 濁度	2度	1	12	12	12	12
【その他の項目】						
1 アンモニア態窒素		1	—	—	—	—
2 嫌気性芽包菌		4	—	—	—	—

表-水道7 富津市 水質基準項目

【水質基準項目】	基準値	検査地点			
		水源	浄水場原水	給水栓水	
		5カ所	1カ所	2カ所 【地下水系】	10カ所 【浄水受水系】
1 一般細菌	100 CFU/mL	12	1	12	12
2 大腸菌	検出されないこと	12	1	12	12
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1	1	2	2
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	1	1	2	2
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2	2
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1	1	2又は5	2又は5
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	4	1	4	2
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L	1	1	2	2
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	4	1	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	4	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	4	1	4	4
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	1	1	2	2
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/L	1	1	2	2
14 四塩化炭素	0.002 mg/L	1	1	2	2
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	1	1	2	2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1	1	2	2
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L	1	1	2	2
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2	2
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L	1	1	2	2
20 ベンゼン	0.01 mg/L	1	1	2	2
21 塩素酸	0.6 mg/L	—	—	4	4
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4	4
23 クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4	4
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
26 奥素酸	0.01 mg/L	—	—	4	4
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4	4
30 プロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4	4
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4	4
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1	1	2	2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	1	1	2	2
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	1	1	2	2
35 銅及びその化合物	1 mg/L	1	1	2	2
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	1	1	2	2
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	4	1	2	2
38 塩化物イオン	200 mg/L	12	1	12	12
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	1	1	2	2
40 蒸発残留物	500 mg/L	1	1	2	2
41 隣イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1	1	2	2
42 ジエオスミン	0.00001 mg/L	1	1	2	2
43 2-メチルイソポルネオール	0.00001 mg/L	1	1	2	2
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	1	1	2	2
45 フェノール類	0.005 mg/L	1	1	2	2
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	12	1	12	12
47 pH値	5.8~8.6	12	1	12	12
48 味	異常でないこと	—	—	12	12
49 臭気	異常でないこと	12	1	12	12
50 色度	5度	12	1	12	12
51 濁度	2度	12	1	12	12
【その他の項目】					
1 アンモニア態窒素		1	—	—	—
2 嫌気性芽包菌		6	—	—	—

表-水道8 袖ヶ浦市 水質基準項目

基準値	水源 【地下水系（）内 は代宿浄水場系】	給水栓水			
		水原	浄水場原水	4カ所 【地下水系（）内 は代宿浄水場系】	3カ所 【浄水受水系】
		11カ所	2カ所		
【水質基準項目】					
1 一般細菌	100 CFU/mL	2(12)	12	12	12
2 大腸菌	検出されないこと	4(12)	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	2	1	2	2
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	2	1	2	2
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L	2	1	2	2
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L	2	1	2	2
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	2	1	2	2
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L	2	1	2	2
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	2	1	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	2	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	2	1	4	4
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	2	1	2	2
13 ホウ素及びその化合物	1 mg/L	2	1	2	2
14 四塩化炭素	0.002 mg/L	2	1	2	2
15 1,4ジオキサン	0.05 mg/L	2	1	2	2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L	2	1	2	2
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L	2	1	2	2
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	2	1	2	2
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L	2	1	2	2
20 ベンゼン	0.01 mg/L	2	1	2	2
21 塩素酸	0.6 mg/L	—	—	6(4)	4
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L	—	—	4	4
23 クロロホルム	0.06 mg/L	—	—	4	4
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
26 奥素酸	0.01 mg/L	—	—	4	4
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L	—	—	4	4
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	—	—	4	4
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L	—	—	4	4
30 プロモホルム	0.09 mg/L	—	—	4	4
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	—	—	4	4
32 亜鉛及びその化合物	1 mg/L	2	1	2	2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	2	1	4	4
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	2	1	2	2
35 銅及びその化合物	1 mg/L	2	1	2	2
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	2	1	2	2
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	2	1	2	2
38 塩化物イオン	200 mg/L	2(12)	12	12	12
39 カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300 mg/L	2	1	4	4
40 蒸発残留物	500 mg/L	2	1	4	4
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	2	1	2	2
42 ジエオスミン	0.00001 mg/L	2	1	2	7
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	2	1	2	7
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	2	1	2	2
45 フェノール類	0.005 mg/L	2	1	2	2
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	2(12)	12	12	12
47 pH値	5.8~8.6	2(12)	12	12	12
48 味	異常でないこと	—	—	12	12
49 臭気	異常でないこと	2(12)	12	12	12
50 色度	5 度	2(12)	12	12	12
51 濁度	2 度	2(12)	12	12	12
【その他の項目】					
1 アンモニア態窒素		2	1	—	—
2 嫌気性芽包菌		4	—	—	—

表-水道9 農薬類検査項目

農薬名	目標値	農薬名	目標値
1 1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 mg/L以下	55 チウラム	0.02 mg/L以下
2 2,2-DPA (ダラポン)	0.08 mg/L以下	56 チオジカルブ	0.08 mg/L以下
3 2,4-D (2,4-PA)	0.02 mg/L以下	57 チオファネートメチル	0.3 mg/L以下
4 EPN	0.004 mg/L以下	58 チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
5 MCPA	0.005 mg/L以下	59 テルブカルブ (MBPMC)	0.02 mg/L以下
6 アシュラム	0.9 mg/L以下	60 トリクロビル	0.006 mg/L以下
7 アセフェート	0.006 mg/L以下	61 トリクロロホン (DEP)	0.005 mg/L以下
8 アトラジン	0.01 mg/L以下	62 トリシクラゾール	0.1 mg/L以下
9 アニロホス	0.003 mg/L以下	63 トリフルラリン	0.06 mg/L以下
10 アミトラズ	0.006 mg/L以下	64 ナプロバミド	0.03 mg/L以下
11 アラクロール	0.03 mg/L以下	65 ピペロホス	0.0009 mg/L以下
12 イソキサチオン	0.005 mg/L以下	66 ピラゾキシフェン	0.004 mg/L以下
13 イソフェンホス	0.001 mg/L以下	67 ピラソリネット (ピラゾレート)	0.02 mg/L以下
14 イソプロカルブ (MIPC)	0.01 mg/L以下	68 ピリダフェンチオン	0.002 mg/L以下
15 イソプロチオラン (IPT)	0.3 mg/L以下	69 ピリプチカルブ	0.02 mg/L以下
16 イブフェンカルバゾン	0.002 mg/L以下	70 ピロキロン	0.05 mg/L以下
17 イブロベンホス (IBP)	0.09 mg/L以下	71 フィプロニル	0.0005 mg/L以下
18 イミノクタジン	0.006 mg/L以下	72 フェニトロチオン (MEP)	0.01 mg/L以下
19 インダノファン	0.009 mg/L以下	73 フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
20 エスプロカルブ	0.03 mg/L以下	74 フエンチオン (MPP)	0.006 mg/L以下
21 エトフェンブロックス	0.08 mg/L以下	75 フェントエート (PAP)	0.007 mg/L以下
22 エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L以下	76 フェントラザミド	0.01 mg/L以下
23 オキサジクロメホン	0.02 mg/L以下	77 フサライド	0.1 mg/L以下
24 オキシン鋼 (有機銅)	0.03 mg/L以下	78 ブタクロール	0.03 mg/L以下
25 オリサストロビン	0.1 mg/L以下	79 ブタミホス	0.02 mg/L以下
26 カズサホス	0.0006 mg/L以下	80 ブロフェジン	0.02 mg/L以下
27 カフェンストロール	0.008 mg/L以下	81 フルアジナム	0.03 mg/L以下
28 カルタップ	0.08 mg/L以下	82 ブレチラクロール	0.05 mg/L以下
29 カルパリル (NAC)	0.02 mg/L以下	83 ブロシミドン	0.09 mg/L以下
30 カルボフラン	0.0003 mg/L以下	84 ブロビコナゾール	0.05 mg/L以下
31 キノクラミン (ACN)	0.005 mg/L以下	85 ブロビザミド	0.05 mg/L以下
32 キャブタン	0.3 mg/L以下	86 ブロベナゾール	0.03 mg/L以下
33 クミルロン	0.03 mg/L以下	87 ブロモブチド	0.1 mg/L以下
34 グリホサート	2 mg/L以下	88 ベノミル	0.02 mg/L以下
35 クロメプロップ	0.02 mg/L以下	89 ペンシクリン	0.1 mg/L以下
36 クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 mg/L以下	90 ベンゾビシクリン	0.09 mg/L以下
37 クロルビリホス	0.003 mg/L以下	91 ベンゾフェナップ	0.005 mg/L以下
38 クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	92 ベンタゾン	0.2 mg/L以下
39 シアナジン	0.001 mg/L以下	93 ベンディメタリン	0.3 mg/L以下
40 シアノホス (CYAP)	0.003 mg/L以下	94 ベンフラカルブ	0.02 mg/L以下
41 ジウロン (DCMU)	0.02 mg/L以下	95 ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 mg/L以下
42 ジクロベニル (DBN)	0.03 mg/L以下	96 ベンフレセート	0.07 mg/L以下
43 ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	97 ホステアゼート	0.005 mg/L以下
44 ジクワット	0.01 mg/L以下	98 マラソン (マラチオン)	0.7 mg/L以下
45 ジスルホトン (エチルテオメトン)	0.004 mg/L以下	99 メコプロップ (MCPP)	0.05 mg/L以下
46 ジチオビル	0.009 mg/L以下	100 メソミル	0.03 mg/L以下
47 シハロホップブル	0.006 mg/L以下	101 メタラキシリ	0.2 mg/L以下
48 シマジン (CAT)	0.003 mg/L以下	102 メチダチオン (DMTP)	0.004 mg/L以下
49 ジメタメトリ	0.02 mg/L以下	103 メトミノストロビン	0.04 mg/L以下
50 ジメトエート	0.05 mg/L以下	104 メトリブジン	0.03 mg/L以下
51 シメトリ	0.03 mg/L以下	105 メフェナセット	0.02 mg/L以下
52 ダイアジノン	0.003 mg/L以下	106 メプロニル	0.1 mg/L以下
53 ダイムロン	0.8 mg/L以下	107 モリネット	0.005 mg/L以下
54 チアジニル	0.1 mg/L以下		

※全107項目のうち、検出された項目ごとに評価値を算出し、それらを合計したものを農薬類としての評価値とします。

例：目標値 0.01mg/Lで測定結果 0.00002mg/Lの場合、 $0.00002 \div 0.01 = 0.002$ が評価値となります。

表-水道10 木更津市目標管理設定項目

目 標 値	検査地点		
	浄水場原水	給水栓水	2カ所 (上島田浄水場系、中台浄水場系)
	2カ所 (上島田浄水場系、中台浄水場系)	2カ所 (上島田浄水場系、中台浄水場系)	
【水質管理目標設定項目】			
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	—
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	—
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4 削除		—	—
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	—
6 削除		—	—
7 削除		—	—
8 トルエン	0.4 mg/L	1	—
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	—
10 亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11 削除		—	—
12 二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	1
14 抱水クロラール	0.02 mg/L	—	1
15 農薬類	評価値 1	1	—
16 残留塩素	1 mg/L	—	1(基準項目で検査)
17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1(基準項目で検査)
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1(基準項目で検査)
19 遊離炭酸	20 mg/L	1	—
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	—
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	—
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	—
23 奧気強度(TON)	3	1	1
24 蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1(基準項目で検査)
25 濁度	1 度	1	1(基準項目で検査)
26 pH 値	7.5 程度	1	1(基準項目で検査)
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28 従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	—
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1(基準項目で検査)
31 PFOS(ペレフルオロオクタンスルホン酸) 及びPFOA(ペレフルオロオクタン酸)	0.00005 mg/L	1	1

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランスク-1, 2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、
 11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。
 また、7. 「1, 1, 2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-水道11 君津市目標管理設定項目

目 標 値	検査地点		
	浄水場原水	給水栓水	1力量 (宮下系)
	1力量 (宮下系)		
【水質管理目標設定項目】			
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	1
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4 削除		—	—
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	1
6 削除		—	—
7 削除		—	—
8 トルエン	0.4 mg/L	1	1
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	1
10 亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11 削除		—	—
12 二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	1
14 抱水クロラール	0.02 mg/L	—	1
15 農薬類	評価値 1	1	—
16 残留塩素	1 mg/L	—	1
17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1
19 遊離炭酸	20 mg/L	1	1
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	1
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	1
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	1
23 奧気強度(TON)	3	1	1
24 蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1
25 濁度	1 度	1	1
26 pH 値	7.5 程度	1	1
27 腐食性(ランゲリア指數)	-1~0	1	1
28 従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	—
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1(基準項目で検査)
31 PFOS(ペレフルオロオクタンスルホン酸) 及びPFOA(ペレフルオロオクタン酸)	0.00005 mg/L	1	1

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランスクロロエチレン」は平成21年度から、
 11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。
 また、7. 「1, 1, 2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-水道12 富津市目標管理設定項目

目 標 値	検査地点		
	大佐和地下水		大佐和地下水集合井
	5ヵ所	1ヵ所	
【水質管理目標設定項目】			
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	1
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	1
4 削除		—	—
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	1
6 削除		—	—
7 削除		—	—
8 トルエン	0.4 mg/L	1	1
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	1
10 亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11 削除		—	—
12 二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	—
14 抱水クロラール	0.02 mg/L	—	—
15 農薬類	評価値 1	—	1
16 残留塩素	1 mg/L	—	—
17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	1
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	1
19 遊離炭酸	20 mg/L	1	1
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	1
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	1
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	1
23 奧気強度(TON)	3	1	1
24 蒸発残留物	30~200 mg/L	1	1
25 濁度	1 度	1	1
26 pH 値	7.5 程度	1	1
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28 従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	1
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	1
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	1
31 PFOS(ペレフルオロオクタンスルホン酸) 及びPFOA(ペレフルオロオクタン酸)	0.00005 mg/L	1	1

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランス-1, 2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、
 11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となったことにより削除されました。
 また、7. 「1, 1, 2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

表-水道13 袖ヶ浦市目標管理設定項目

目 標 値	検査地 点		
	水 源	淨水場原水	給水栓水
	6カ所 (永吉1~6号井)	1カ所 (永吉淨水場)	1カ所 (成瀬公民館)
【水質管理目標設定項目】			
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L	1	—
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L	1	—
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1	—
4 削除		—	—
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	1	—
6 削除		—	—
7 削除		—	—
8 トルエン	0.4 mg/L	1	—
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	1	—
10 亜塩素酸	0.6 mg/L	—	—
11 削除		—	—
12 二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	—	—
14 抱水クロラール	0.02 mg/L	—	—
15 農業類	評価値 1	—	1
16 残留塩素	1 mg/L	—	—
17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/L	1	—
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	1	—
19 遊離炭酸	20 mg/L	1	—
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	1	—
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L	1	—
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	1	—
23 臭気強度(TON)	3	1	—
24 蒸発残留物	30~200 mg/L	1	—
25 濁度	1 度	1	—
26 pH 値	7.5 程度	1	—
27 腐食性(ランゲリア指數)	-1~0	1	—
28 従属栄養細菌	2000 個以下/mL	1	—
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	1	—
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1	—
31 PFOS(ペレフルオロオクタンスルホン酸) 及びPFOA(ペレフルオロオクタン酸)	0.00005 mg/L	1	—

※ 4. 「亜硝酸態窒素」は平成26年度から、6. 「トランス-1, 2-ジクロロエチレン」は平成21年度から、
11. 「塩素酸」は平成20年度から水質基準項目に変更となりましたことにより削除されました。
また、7. 「1, 1, 2-トリクロロエタン」は平成22年4月に削除されました。

かずさ水道広域連合企業団 配水区域図



図一水道 1

●水質検査計画に関するお問い合わせ

水道用水供給事業に関するお問い合わせ

かずさ水道広域連合企業団 用水供給課 水質検査班
〒292-0041 千葉県木更津市十日市場500番
TEL 0438-98-8841 FAX 0438-98-8831
E-mail : info@kazusa-kouiki.jp

水道事業に関するお問い合わせ

かずさ水道広域連合企業団 施設管理課 施設維持班
〒292-0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地
TEL 0438-38-4998 FAX 0438-25-1627
E-mail : info@kazusa-kouiki.jp

●かずさ水道広域連合企業団ホームページ

URL : <https://www.kazusa-kouiki.jp/about-us/disclosure/suishitsu/>